

白浜町臨時職員の報酬等の基準に関する要綱

〔平成18年3月1日〕
〔白浜町要綱第12号〕

改正	平成18年12月8日要綱第122号	平成18年12月21日要綱第123号
	平成19年12月19日要綱第30号	平成20年9月8日要綱第22号
	平成20年12月15日要綱第34号	平成21年3月23日要綱第4号
	平成21年12月25日要綱第37号	平成23年1月17日要綱第1号
	平成24年9月20日要綱第21号	平成26年2月28日要綱第7号
	平成26年8月27日要綱第31号	平成27年2月27日要綱第4号
	平成29年3月23日要綱第10号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨時職員の賃金その他雇用関係等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(臨時職員の職)

第2条 臨時職員をもって充てる職は、短期的又は季節的業務に従事させる職とする。

(任用)

第3条 雇用しようとする課等の長は、臨時職員雇用伺を作成した上、雇用日の15日前までに総務課長と協議し、その承認を受けるものとする。ただし、急を要する場合はその限りでない。

(賃金)

第4条 臨時職員の賃金は、職種、職務の内容その他勤務に応じたものとし、別表第1に定める基準額を限度として、事務量に応じて各課で単価を定めて運用するものとする。

2 前項の運用において、時間を単位として定められている職については、原則として1日4時間以内の職に限るものとする。

第5条 次に掲げる職に雇用した臨時職員の賃金の決定については、前条の規定にかかわらず、当該臨時職員の日額、月額又は時給の賃金を決定することができる。

- (1) 特殊な技術、知識及び経験を必要とする職
- (2) 管理監督的な職務で資格等を必要とする職
- (3) 勤務時間及び作業内容が特殊な職

(雇用期間)

第6条 臨時職員の雇用期間は、6月以内とする。ただし、事業執行上やむを得ない場合については、雇用期間を更新することができるものとし、この場合において雇用期間を継続して12月を超えることができない。

2 雇用契約の更新時に満年齢が65歳に達している臨時職員は、更新しないものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

第7条 削除

(賃金の支給)

第8条 賃金の支給日は、当該勤務月の翌月15日（当日が休日に当たる場合は、その前日）とする。

2 賃金は、臨時職員からの申出により、口座払込の方法により支給することができる。

3 月の途中で臨時職員となった者及び離職し、又は死亡した者の賃金は、その事由が生じた日をもって、日額又は月額賃金の場合は、日割計算により支給する。

4 前項の日割計算は、白浜町職員の例による。

（時間外勤務等）

第9条 時間外勤務及び休日勤務は、原則として認めない。ただし、所属長の命令によって行った場合は、この限りでない。

2 前項の勤務を命じられた臨時職員においては、勤務した1時間につき、日額賃金の支給を受けるものにあつては当該日額賃金を7.75で除した額に100分の125（休日勤務にあつては、135）を、月額賃金の支給を受けるものにあつては当該月額賃金に12を乗じこれを1週間の勤務時間に52を乗じたものから町長が別に定める時間を減じたもので除した額に100分の125（休日勤務にあつては、135）を乗じて得た額を支給する。

3 1日当たりの勤務時間が8時間未満の臨時職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、前項中「100分の125」又は「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。

4 第1項の勤務（休日勤務を除く。）が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、第2項の割合に100分の25を加算した割合とする。ただし、勤務時間が特殊な職については、この限りでない。

5 臨時職員が12月29日から翌年1月3日までの勤務日において勤務したときは、当該賃金額に100分の35を乗じて得た額を加算した額を支給する。

（一時金）

第10条 町長は、勤務成績が良好な臨時職員に対し、6月及び12月に一時金を支給することができる。

2 一時金は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する臨時職員に対し、それぞれ基準日の属する月に支給する。

3 一時金の額は、基準日現在において、その者の勤務日数又は在職期間の区分に応じて、別表第2によるものとする。

（旅費）

第11条 臨時職員が公務のため出張したときは、白浜町職員の例により旅費を支給する。

（勤務時間及び休暇）

第12条 臨時職員の勤務時間については、白浜町職員の例による。ただし、特別な場合は所属長が別に定める。

（年次有給休暇）

第12条の2 臨時職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数の年次有給休暇を付与する。

(1) 4月1日（以下「基準日」という。）に在職し、基準日に引き続く前年度の雇用期間において、所定勤務日数の8割以上出勤した者（前年度の雇用期間が6箇月以下の者を除く。） 基準日以後1年間において別表第3に掲げる日数

(2) 前号に規定する以外の者 当該年度における雇用期間に応じて別表第4に掲げる日数（基準日に引き続く前年度の雇用期間と基準日以降の雇用期間の通算期間が1年未満のものについては、通算した期間を雇用期間とする同表に掲げる日数から、前年度に付与された日数を差し引いた日数）

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間単位とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 年次有給休暇は、4月1日から翌年3月31日までを期間とする。

5 雇用期間の始期日が月の途中となる臨時職員については、当該始期日の属する月の初日を雇用期間の始期日とし、雇用期間の満了日が月の途中となる臨時職員については、当該満了日の属する月の末日を雇用期間の満了日として年次有給休暇を付与する。

（その他の休暇）

第12条の3 臨時職員の年次有給休暇以外の休暇は、白浜町臨時・非常勤職員の休暇等に関する要綱（平成27年白浜町要綱第3号）の定めるところによる。

（賃金の減額）

第13条 臨時職員が自己の都合により勤務しないときは、その勤務しない時間につき、次項に定める1時間当たりの賃金額を減額して支給する。

2 日額賃金の支給を受けるものにあつては、当該日額賃金を7.75（1日の勤務時間が職員の例によらないものにあつては、当該1日の勤務時間）で除した額

3 月額賃金の支給を受けるものにあつては、当該月額賃金に1.2を乗じこれを1週間の勤務時間に5.2を乗じたものから町長が別に定める時間を減じたもので除した額

（社会保険）

第14条 臨時職員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

（健康診断）

第15条 臨時職員には、正規職員に準じて必要な健康診断を実施するものとする。

（公務災害等の補償）

第16条 臨時職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、和歌山県市町村総合事務組合の関係規定又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(賠償義務)

第17条 臨時職員が自己の故意又は重大な過失により、白浜町又は第三者に損害を及ぼした時は、自己の責において損害を賠償しなければならない。

(服務)

第18条 臨時職員は、白浜町職員の例による。

(懲戒)

第19条 臨時職員は、法及び白浜町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例(平成18年白浜町条例第29号)に定める白浜町職員の例による。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月8日要綱第122号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月21日要綱第123号) 抄

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月19日要綱第30号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月8日要綱第22号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日要綱第34号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日要綱第4号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日要綱第37号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1備考3の規定は、この要綱の施行の日以後に雇用する臨時職員について適用し、同日前に雇用した臨時職員については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年1月17日要綱第1号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日要綱第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月27日要綱第31号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日要綱第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日要綱第10号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

賃金基準表

職 種		基 準 額	備 考	
事務	事務一般	日額 6,100円		
	学校・保育園用務	日額 6,100円		
	秘書業務	日額 6,700円		
現場 作業	山林作業	機械持込	日額 9,900円	
		機械無し	日額 9,300円	
	可燃・資源ゴミ回収作業		日額 9,600円	
	公園・海岸・道路清掃・消毒作業		日額 9,600円	
	汚泥管理運搬作業		日額 9,600円	
	公園整備作業	機械持込	日額 9,400円	
		機械無し	日額 8,800円	
		補助・軽作業	日額 7,300円	
地籍調査現地作業		日額 8,300円		
施設 管理	一般施設管理業務		日額 6,100円	
	浴場管理業務		月額 145,000円	
	夏季プール監視		日額 6,300円	
	夏季プール監視（高校生）		日額 6,100円	
資格業 務他	給食調理業務（ 西富田給食センター）	調理師資格有り	日額 6,700円	
		調理師資格無し	日額 6,500円	
	給食調理業務	調理師資格有り	日額 6,300円	
		調理師資格無し	日額 6,100円	
	幼稚園業務（教諭資格有り）		日額 7,500円	
	教育相談業務		日額 6,700円	
	保育業務	担任業務	日額 8,000円	
		保育士資格有り	日額 7,500円	
		保育士資格無し	日額 6,500円	
	学童保育業務		日額 6,500円	
	スクールカウンセラー業務		時間 1,000円	
	児童介助業務		日額 8,000円	
	看護師業務		時間 2,000円	
	保健師業務		時間 2,200円	
	介護予防支援 計画作成業務	介護支援専門員	日額 9,200円	
保健師等資格有り		日額 8,800円		

介護保険認定 調査業務	介護支援専門員 等資格有り	日額	9,200円	
司書業務		日額	6,700円	
土木設計業務		日額	9,000円	
工事検査業務		月額	135,000円	
管理栄養士業務		時間	2,500円	
給食配達業務		時間	2,000円	
砂利採取特殊作業		日額	14,000円	河床整備事業

備考

- 1 上記基準額を限度として、事務量に応じて各課で単価運用すること。
- 2 雇用の際の賃金額の決定については、総務課財政係と協議するとともに、雇用期間に応じて副町長及び総務課長の決裁を受けること。
- 3 時給は、日額賃金を7時間45分で除した額とする。
- 4 通勤費相当額として、当該通勤距離の区分に応じて町長が別に定める額を加える。
- 5 時給又は減額による1時間当たりの賃金額の算定においては、通勤距離による加算分については、算定の基礎となる日額に含まないものとする。

別表第2（第10条関係）

一 時 金

1 月額賃金支給対象者

在 職 日 数	夏季一時金	年末一時金
在職期間が5箇月以上	0.5月	1.0月
在職期間が4箇月以上5箇月未満	0.4月	0.8月
在職期間が3箇月以上4箇月未満	0.3月	0.6月
在職期間が2箇月以上3箇月未満	0.2月	0.4月
在職期間が1箇月以上2箇月未満	0.1月	0.2月
在職期間が1箇月未満	0月	0月

2 その他賃金支給対象者

勤 務 日 数	夏季一時金	年末一時金
6箇月の勤務日数が100日以上	6日	12日
6箇月の勤務日数が90日以上100日未満	5日	10日
6箇月の勤務日数が70日以上90日未満	4日	8日
6箇月の勤務日数が50日以上70日未満	3日	6日
6箇月の勤務日数が30日以上50日未満	2日	4日
6箇月の勤務日数が30日未満	0日	0日

別表第3（第12条の2関係）

区分	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤務期間（年度）					
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度以上
週所定労働時間が30時間以上又は週所定労働日数が5日以上	—	—	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週所定労働時間が30時間未満かつ週所定労働日数が4日以下又は1年間の所定労働日数が216日以下	4日	169日を超え216日以下	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日を超え168日以下	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日を超え120日以下	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日を超え72日以下	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 「週所定労働日数」は、週の期間によって勤務日が定められている者について適用する。
- 「1年間の所定労働日数」は、週以外の期間によって勤務日が定められている者について適用する。

別表第4（第12条の2関係）

適用区分	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤務期間											
			1月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	6月以下	7月以下	8月以下	9月以下	10月以下	11月以下	12月以下
週所定労働時間が30時間以上又は週所定労働日数が5日以上	—	—	—	—	2日	3日	4日	5日	10日	10日	10日	10日	10日	10日

週所定労働時間が30時間未満の週労働日数又は1年間の所定労働日数が216日以下	4日	169日を超え216日以下	—	—	—	2日	3日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日
	3日	121日を超え168日以下	—	—	—	—	2日	3日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
	2日	73日を超え120日以下	—	—	—	—	—	2日	3日	3日	3日	3日	3日	3日
	1日	48日を超え72日以下	—	—	—	—	—	—	1日	1日	1日	1日	1日	1日

備考

- 1 「週所定労働日数」は、週の期間によって勤務日が定められている者について適用する。
- 2 「1年間の所定労働日数」は、週以外の期間によって勤務日が定められている者について適用する。